

寒河江百貨店レンタルオフィス公募要領

1 対象事業者・条件等

(1) 申請資格（いずれか）

- ①本市を拠点に創業する者又は2年以内に創業した者
- ②新分野展開又は事業転換により、本市を拠点に事業を行おうとする者

(2) 部屋・利用料

- ・面積：約9㎡
- ・募集室数：2
- ・使用料金：月額8,900円（光熱費込）

(3) 入居可能期間

最長2年

(4) 利用可能時間

原則、寒河江百貨店の営業時間内の利用に限ります。
（午前10時から午後7時、毎週水曜定休日）

(5) 備考

その他、当施設の趣旨を理解し、「寒河江百貨店レンタルオフィス利用の手引き」をよく確認の上、申請してください。

2 申請手続き

(1) 公募期間

令和8年5月18日（月）から令和8年5月29日（金）

(2) 申請方法

公募期間内にメール、郵送（必着）、または持参
（受付は平日8時半から17時15分）

※ただし、誓約書は原本を提出

(3) 提出書類

- ①寒河江百貨店レンタルオフィス公募申請書（規則様式第2号）
- ②事業計画書
- ③会社等概要書

- ④商業登記簿謄本（法人の場合）又は本人確認書類（個人の場合）
- ⑤開業届（既に創業している場合）

（４）応募書類の提出先

〒991-8601

寒河江市中央1丁目9-45

寒河江市商工推進課（市役所3階）

Mail : scis@city.sagae.yamagata.jp

（５）スケジュール

- ・申請受付期間：令和8年5月18日（月）から令和8年5月29日（金）
- ・審査会：6月中旬（日程は確定次第ご連絡いたします。）
- ・審査結果通知：6月下旬
- ・使用可能日：7月2日（木）

3 審査方法・結果の通知

（１）審査会について

時期：6月中旬（日程は確定次第ご連絡いたします。）

内容：自身が作成した事業計画書に基づき、審査会においてプレゼンテーションを行います。プレゼンテーションに係る資料は使用許可申請書類のほかに別途作成しても構いません。

（２）審査のポイント

【事業計画の妥当性】

- ・商品・サービス・ターゲットが明確で具体性があるか。
- ・収益構造、取引形態、実施体制について説明できるか。

【事業の持続可能性】

- ・ニーズや地域のトレンド等理解しているか。
- ・市場規模・競合等を把握しているか。
- ・独自性、専門性、付加価値が認められるか。

【施設機能への適合性】

- ・事業内容が施設の目的・機能と整合しているか。
- ・施設内での連携・協働を前向きにとらえているか。

【施設利用の適正】

- ・使用条件、禁止事項を理解しているか。

【加点項目】

- ・特定創業支援等事業を受けたことの証明書の提出が必要。

(3) 事業計画に関する照会

申請受付後、事業計画に関する照会等を行う場合があります。

(4) 結果の通知

申請者全員に対して、審査結果（採択または不採択）を文書で通知します。

4 その他

- ・申請内容等について確認する場合がありますので、期限に余裕をもって応募ください。

5 お問い合わせ先

寒河江市商工推進課

電話：0237-85-1492

Mail：scis@city.sagae.yamagata.jp